

公害防止統括者が統括管理する業務及び公害防止管理者が管理する業務

特定工場に 設置される 施設	公害防止統括者が統括管理する業務	公害防止管理者が管理する業務
ばい煙発生施設	<p>ばい煙発生施設の使用の方法の監視並びにばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。</p> <p>ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙の量の測定及び記録に関すること。</p> <p>事故時の措置及びばい煙に係る緊急時の措置に関すること。</p>	<p>左記の業務のうち、</p> <p>使用する燃料又は原材料の検査</p> <p>ばい煙発生施設の点検</p> <p>ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修</p> <p>ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及びその結果の記録</p> <p>測定機器の点検及び補修</p> <p>事故時の措置(応急の措置に係るものに限る。)の実施</p> <p>ばい煙に係る緊急時におけるばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他の必要な措置の実施</p>
汚水等排出施設	<p>汚水等排出施設の使用の方法の監視並びに汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。</p> <p>排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及び記録に関すること。</p> <p>事故時の措置及び排水水に係る緊急時の措置に関すること。</p>	<p>左記の業務のうち、</p> <p>使用する原材料の検査</p> <p>汚水等排出施設の点検</p> <p>汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修</p> <p>排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定の実施及びその結果の記録</p> <p>測定機器の点検及び補修</p> <p>事故時の措置(応急の措置に係るものに限る。)の実施</p> <p>排水水に係る緊急時における排水水の量の減少その他の必要な措置の実施</p>
騒音発生施設	<p>騒音発生施設の使用の方法及び配置その他騒音の防止の措置に関すること。</p>	<p>左記の業務のうち、</p> <p>騒音発生施設の配置の改善</p> <p>騒音発生施設の点検</p> <p>騒音発生施設の操作の改善</p> <p>騒音を防止するための施設の操作、点検及び補修</p>

<p>特定粉じん発生施設</p>	<p>特定粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに特定粉じん発生施設から排出され、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。</p> <p>特定工場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度の測定及び記録に関すること。</p>	<p>左記の業務のうち、</p> <p>使用する原材料の検査</p> <p>特定粉じん発生施設の点検</p> <p>特定粉じん発生施設から発生し、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修</p> <p>特定粉じんの濃度の測定の実施及びその結果の記録</p> <p>測定機器の点検及び補修</p>
<p>一般粉じん発生施設</p>	<p>一般粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに一般粉じん発生施設から排出され、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。</p>	<p>左記の業務のうち、</p> <p>使用する原材料の検査</p> <p>一般粉じん発生施設の点検</p> <p>一般粉じん発生施設から発生し、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修</p>
<p>振動発生施設</p>	<p>振動発生施設の使用の方法及び配置その他振動の防止の措置に関すること。</p>	<p>左記の業務のうち、</p> <p>振動発生施設の配置の改善</p> <p>振動発生施設の点検</p> <p>振動発生施設の操作の改善</p> <p>振動を防止するための施設の操作、点検及び補修</p>
<p>ダイオキシン類発生施設</p>	<p>ダイオキシン類発生施設の使用の方法の監視並びにダイオキシン類発生施設において発生するダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する発生ガス又はダイオキシン類発生施設から排出される汚水若しくは廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。</p> <p>排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量の測定及び記録に関すること。</p> <p>事故時の措置及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関すること。</p>	<p>左記の業務のうち、</p> <p>使用する燃料又は原材料の検査</p> <p>ダイオキシン類発生施設の点検</p> <p>ダイオキシン類発生施設から排出される排出ガス又は排出水を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修</p> <p>排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施及びその結果の記録</p> <p>測定機器の点検及び補修</p> <p>事故時の措置(応急の措置に係るものに限る。)の実施</p> <p>排出ガス又は排出水に係る緊急時における量の減少その他の必要な措置の実施</p>

備考 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第1項及び第4条第1項に掲げる業務のこと。